

平成30年度答申第1号

平成30年12月6日

鴻巣市長 原 口 和 久 様

鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会
会長 伊 藤 一 枝

答 申 書

平成30年10月11日付け鴻総務第120号にて貴職から受けた、「本市農業委員会事ム局長及び●●副部長がH26.6.19さいたま農林●●所長●●管理部長 ●●担当課長に提出した理由書・位置図・事業スケジュール式 H26.11.5●●農業委員会事ム局長、●●副部長がさいたま農林●●部長、●●担当課長に説明した候補地位置図」（以下「本件対象市政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年6月4日付け鴻産振第255号により鴻巣市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

鴻巣市情報公開条例（平成13年鴻巣市条例第4号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく本件対象市政情報の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭意

見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象市政情報が、当該文書を作製した鴻巣市に不存在で、送付先のさいたま農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）に存在したことは極めて考えにくい。

処分庁は弁明書において、「事前打合せにおいて使用した文書と考えられる。」「こうした事前打合せは、あくまで正式な本協議に向けた事前の準備作業として行っているものであり、その際、参考として補足的に使用した全ての資料についてまで、その一切について起案、決裁の手続きを経て関係機関に提出しているものではない。審査請求のあった文書についても、この様な資料の位置付けから保存していないものとする。」と主張するが、当該資料は本市が農振除外を目的として、農林振興センターに提出した資料であり説明書であったと解します。現在なお農振除外が成就していないにも関わらず、本協議の基となる資料が不存在とは、どうも考えられない。行政としての体を成していないと言わざるを得ないものである。

また、農林振興センターがしっかりと保存し審査請求人に開示された資料については、参考として補足的に使用したとの位置づけであり保存におよばずということは、上位団体である農林振興センターを愚弄した偏見と言えると共に資料の出し放し、説明し放しの無責任を問題視するものである。

- (2) 市長は本年6月議会答弁で、新ごみ処理施設建設候補地選定について、本市は行田、北本の両市と調整を図り合意を経て内田ヶ谷線沿いの4地点を絞り込んだと申しております。であるならば、4地点を示した重要な根拠となる資料が、絶対にあるはずだ。
- (3) 市民不在のごみ処理施設建設候補地ありきの選定が行われてきたことを本年6月議会で追求しようとした審査請求人に、当該文書を公開することが本市執行部にとって重大な不都合が生じるとの判断から隠蔽し非公開の決定を下したものと確信しております。

第3 実施機関の弁明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のよう

明している。

- (1) 平成30年5月23日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、本件対象市政情報の公開を請求した。
- (2) 平成30年5月23日に審査請求人は、産業振興課窓口において情報公開請求を行っている。また、市政情報公開請求書の市政情報の名称又は内容欄に本市農業委員会事務局長及び環境産業部副部長が農林振興センター職員に対して提出した資料や、説明した資料との記載もある。そして、産業振興課では日頃より農林振興センターとの間で農業振興地域内農用地の除外（以下「農振除外」という。）に関する協議等を行っていることから、本件対象市政情報は、農振除外に関する打合せの際の資料ではないかと判断した。
- (3) 本件審査請求書には、審査請求人が農林振興センターに対して「①H26.6.19鴻巣農業委員会事務局長提出の理由書、位置図、スケジュール②H26.11.5鴻巣農業委員会事務局長提出の配置図、広域化する施設の種類③H26.11.26鴻巣行田北本環境資源組合（以下「環境資源組合」という。）がメール送信した施設全体配置図」を対象とする公文書開示請求を行い開示された文書（以下「開示文書」という。）が添付されている。

開示文書は、ごみ処理施設建設用地の選定理由、位置図、事業スケジュール案、施設全体配置図（協議資料）、広域化する施設の種類及び施設全体配置図（協議資料）からなる。

- (4) 行田市、鴻巣市、北本市の間で交わされた「ごみ処理施設建設地は鴻巣市内とする」こととしたごみ処理広域化の推進に関する基本合意を受け、3市協議の結果として、本市職員が鴻巣市内におけるごみ処理施設の立地等について事前調査を担当していた。また、平成26年4月1日からは、環境資源組合として新たなごみ処理施設建設候補地選定作業に着手することから、事前調査を担当した本市職員及び建設候補地選定業務を担当する環境資源組合職員の両者が、鴻巣市内におけるごみ処理施設の立地等について農振除外の可能性を探るために、平成26年6月19日及び平成26年11月5日に農林振興センターと事前打合せを行った。開示文書は、こ

これらの事前打合せにおいて使用した文書と考えられる。なお、農林振興センターと事前打合せを行ったこと及びその年月日に関しては、審査請求人が農林振興センターに対し、上記のとおり公文書開示請求を行い、開示文書が開示されたということを受けて、当該年月日に「事前打合せを行った」としたものである。

- (5) 農振除外の手続は、事前相談、次に事前協議を経て本協議を行う手順になっており、申出者と事業計画者が除外の申出をし、ここではじめて除外の手続きが始まることになる。事前打合せは、こうした正式な手続以前の段階で、ごみ処理施設の立地について農振除外の可能性を探るための準備作業として行われるものである。

なお、環境資源組合は、平成31年7月に予定される事前相談に向けて必要な申出書を作成するための準備作業を行っている段階である。

市では事業の遂行に向けて様々な場面で、国、県等の機関と協議等を行っており、必要に応じて、それらに先立ち、公式、非公式で事前打合せを行っている。こうした事前打合せは、関係機関の見解を把握しながら、事業の進捗を図ろうとするもので、口頭のみで行う場合もあるほか、口頭での説明を補足するため資料を示すことも珍しくない。こうした事前打合せは、あくまで正式な本協議に向けた事前の準備作業として行っているものであり、その際、参考として補足的に使用した全ての資料についてまで、その一切について起案、決裁の手続きを経て関係機関に提出しているものではない。審査請求のあった文書についても、このような資料の位置付けから保存していないものとする。

- (6) 事実確認をするため、市政情報公開請求書に記載されている元本市職員（以下「元職員」という。）に平成30年8月上旬に聞き取り調査を行ったところ、元農業委員会事務局長からは、「平成26年に農林振興センターへ行き、4箇所を選定して打合せを行ったことは覚えているが、どのような書類を持って行ったかまでは覚えていない。」との回答を得た。また、元環境経済部副部長からは、「平成26年に農林振興センターへ行き、候補地について話したが、どのような話をしたかはあまり覚えていない。」との回答を得た。

また、元職員から、打合せに使用した資料について、「おそらく当初は持っていたのだろうが、候補地を選定する過程であるとの認識からファイリングはしていなかった。その後、環境資源組合の選定業務の中に反映されたこともあり、その資料は退職時に処分したものである。」旨の回答を得た。

- (7) 本件対象市政情報は、農振除外に関する打合せの際の資料ではないかと判断したため、ファイル基準表の検索や、平成26年度発生の保存文書の確認等を行ったが、平成26年6月19日及び平成26年11月5日に農林振興センターとの間で行われた打合せに関する文書は存在しなかった。

なお、平成26年11月5日の事前打合せの際の資料請求に関しては、本市への請求では、「農業委員会事務局長、副部長がさいたま農林●●部長、●●担当部長に説明した候補地位置図」となっているが、農林振興センターへの請求では、「農業委員会事務局長提出の配置図、広域化する施設の種類」となっている。

このため、審査請求後、「農業委員会事務局長提出の配置図、広域化する施設の種類」も含めて、平成26年6月19日及び平成26年11月5日に農林振興センターとの間で行われた打合せに関する文書の所在について、再度、関係すると考えられる部署の保存文書を確認したが、当該文書は存在しなかった。

- (8) 以上のことから、本件対象市政情報は、実施機関では保存されていないため、本件処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象市政情報について

本件対象市政情報は、審査請求書に添付された文書中の①ごみ処理施設建設用地の選定理由、②位置図、③事業スケジュール案1の各文書である。

実施機関は、本件対象市政情報が存在しないため、条例第11条第2項に該当するとして本件処分を行った。

審査請求人は、本件対象市政情報が不存在であることは考えにくいとして、本件処分を取り消し、対象文書の全部を公開するよう求めて審査請求を行っ

たものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関は、本件対象市政情報は、事前調査を担当した本市職員及び建設候補地選定業務を担当する環境資源組合職員が、農振除外の可能性を探るために農林振興センターと事前打合せを行った際使用した文書と考えられる、と弁明している。

そして、こうした事前打合せは、あくまで正式な本協議に向けた事前の準備作業として行っているものであり、その際、参考として補足的に使用した全ての資料一切について起案、決裁の手続きを経て関係機関に提出しているものではないとし、本件対象市政情報もこのような資料の位置付けから保存していないものとする、と弁明している。

- (2) また、実施機関は農振除外について次のように説明している。

農振除外の手続きは、申出者と事業計画者が除外の申出をして除外の手続きが始まり、事前相談、事前協議を経て本協議を行うという手続きになっている。

また、現時点において環境資源組合は、平成31年7月に予定される事前相談に向けて必要な申出書を作成するための準備作業を行っている段階である。

上記の説明から、現時点で、環境資源組合が農振除外の申出をしていないということであれば、農振除外の手続きは開始されていないのであるから、当該事前打合せは農振除外の申出手続きをする前に行われたものであり、本件対象市政情報はその際の参考資料ではないかと解することができる。

- (3) 実施機関は、本件対象市政情報のうち、①の理由書は、本市職員も少なからず関わらないと書けない内容である。②の位置図は、写真的なものに関しては市のシステムからしか出せないものである。③のスケジュール案は、市では作成できない書類で、環境資源組合しか出せない、と弁明している。

本件対象市政情報については、事前に農振除外の可能性を探るための打合せに使用された文書であること、起案、決裁の手続きを経ていない文書

であること、本市からの送付文書（鏡）が添付されていないこと、③のスケジュール案は、環境資源組合しか出せないものであること等から、本件対象市政情報を保存していないとの実施機関の弁明は不自然なものとはいえない。

- (4) 実施機関は、ファイル基準表の検索や、平成26年度発生の保存文書の確認等を行ったほか、本件審査請求があった後にも再度、関係部署の保存文書の確認を行ったが、本件対象市政情報は存在しなかったと弁明しており、また、元職員も聞き取り調査時に、「打合せに使用した資料についてファイリングはしていなかった」「退職時に処分したものと思われる」と述べているとのことである。

これらのことから、本件対象市政情報が不存在であるとの実施機関の弁明は不自然ではなく、その他本件対象市政情報の存在を推認させる具体的事情も存在しないことから、本件対象市政情報が存在しないため条例第11条第2項に該当するとした実施機関の本件処分は妥当である。

- (5) なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の審査対象外の事項であるので言及しない。

3 結論

以上の次第であるから、当審査会は、本件処分は妥当であると判断し、前記第1のとおり答申するものである。

第5 審査会の審議経過

年 月 日	経 過
平成30年10月11日	諮問書の受理及び審議
平成30年10月26日	審査請求人からの意見書を受理
平成30年11月 9日	審査請求人からの意見聴取、実施機関からの意見聴取及び審議
平成30年11月29日	審議
平成30年12月 4日	審議
平成30年12月 6日	審議

鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長 伊 藤 一 枝

副会長 卷 正 行

委 員 酒 卷 弘 英